

3 奨学金の貸与

勉強意欲がありながら、経済的理由により高校での修学が困難な生徒を支援するために、奨学金を貸与します。（募集期間：毎年4月～6月中旬）

制度	利子	貸与資格等
高等学校奨学金 育英奨学金	無利子	学力基準を重視
高等学校奨学金 特別貸与奨学金	無利子	家計基準を重視

貸与月額		
公立等	自宅通学・・・18,000円	自宅外通学・・・23,000円
私立	自宅通学・・・30,000円	自宅外通学・・・35,000円

「3 奨学金の貸与」に関する問い合わせは、在学している私立高校にお問い合わせください。



お問い合わせ窓口

各私立高校の事務室にお問い合わせください。

○各種補助を受けるためには、申請が必要です。

- 各私立高校から手続きの案内がありますので、そちらに従ってください。
- 申請がない場合は受給できません。
また、申請が遅れた場合、全額を受給できないことがあります。

○申請時に虚偽の記載等があった場合、刑罰に処されることがあります。

発行：山形県総務部 高等教育政策・学事文書課 私学宗務担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 電話 023-630-2191・2670



私立高校の生徒・保護者の皆さんへ



令和6年度 私立高校就学支援金等 支援制度のご案内

山形県では、私立高校で学ぶ生徒の皆さんのために、国の就学支援金制度とあわせて、経済的負担を軽くして修学を継続できるように、以下の制度を設け、支援しています。

※高校と同等程度の専修学校高等課程や各種学校に通う生徒も対象となります。

1 授業料等の軽減

1 授業料負担軽減のための補助

「国の就学支援金」と「県の授業料軽減事業費補助金」で補助を行います。（返済不要です。）

●支給方法

学校設置者（学校法人等）が補助金を受け取り、授業料に充当します。

保護者が直接受け取るものではありません。

※私立高校によっては、保護者がいったん授業料を納めた後、補助金相当額を還付する方法をとっている場合があります。

ご不明な点は、直接私立高校にご確認ください。

●必要な手続き

私立高校に申請書類の提出が必要です。

就学支援金の申請はオンライン化されています。パソコンやスマートフォンにより入力してください。申請時期や期限等は私立高校の指示に従ってください。

●対象となる世帯・減免の月額

世帯収入により、補助金の月額が決まります。（原則「両親の合計」で算定）

詳しくは、次ページの表をご覧ください。

●家計急変時への支援

保護者等の負傷や疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職等により所得が大きく減った場合、年度途中で新たに支給（または、補助額の増）が認められる場合があります。詳しくは、私立高校にご相談ください。

就学支援金・授業料軽減事業費補助金の支給額（月額）



「世帯収入」とは、給与所得控除額を差し引く前の給与収入の総額です。

※上記世帯収入区分は16歳以上～19歳未満の子1人、16歳未満の子1人の2人の子を持つ世帯をモデルとして記載。
 ※「34,000円/月」は、全日制課程の水準であり、通信制課程については25,750円/月となります。
 (単位ごとに授業料が設定される通信制課程は支給額が異なります。)
 ※支給額は、各私立高校の授業料月額が上限となります。
 ※山形県内の私立高校に通う生徒が対象となります。

正確な基準としては、次の計算式により算定します。

【計算式】 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額
 上記による算出額<154,500円 …… 34,000円/月に該当
 上記による算出額<304,200円 …… 22,000円/月に該当
 ※政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じて計算

※早生まれの生徒について

生徒本人が早生まれ(誕生日が1月2日から4月1日までの間)の場合は、【計算式】の市町村民税の課税標準額から33万円を控除します。

※市町村民税の課税標準額・調整控除の額について

【計算式】中の「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

ご自身の課税標準額等はマイナポータル等のアプリで、「あなたの情報」から確認できます。
 (マイナンバーカードとパスワードが必要です。)

マイナポータルHP



支給もれを防ぐため、補助対象が分からない場合でも、念のため申請することをお勧めします。

2 入学時納付金に対する補助

●対象となる世帯

生活保護世帯・交通遺児等に該当する世帯

●減免額

入学時納付金のうち、生活保護費で支給される額を除く全額(返済不要です。)

●必要な手続き

私立高校に申請書類の提出が必要です。(提出期限等は私立高校の指示に従ってください。)



2 授業料以外に対する支援

1 奨学のための給付金

授業料以外の教育費を軽減するため、国の「高校生等奨学給付金」制度を活用し、「山形県私立高等学校等奨学のための給付金」を支給します。(返済不要です。)

●対象となる世帯

保護者等(原則「両親」)の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額*が非課税である世帯(「生業扶助」受給世帯を含む。)なお、家計急変時の支援があります。

※市町村が発行する住民税課税決定通知書等に記載されています。詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

●給付額

世帯状況	給付額(年額)
生業扶助受給世帯【全日制・通信制】	52,600円
都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税である世帯【全日制】	142,600円
都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税である世帯【全日制】 ※15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合	152,000円
都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税である世帯【通信制】	52,100円

●必要な手続き

私立高校に申請書類の提出が必要です。申請時期は学校を通してお知らせします。(支給を受けるには、毎年、申請が必要です。)

※私立高校の所在地にかかわらず、保護者の在住する都道府県から支給されます。

山形県外の私立高校に通う場合は、**山形県庁へ直接申請ください。**

山形県内の私立高校に通う場合は、**各学校へお問い合わせください。**

2 通信制課程教科書等給与事業

働きながら県内の私立高校の通信制課程に学ぶ生徒の教科書等が学校から給与される事業です。

●対象となる生徒

定職に就いている者または1年間に150日以上かつ500時間以上のパートまたはアルバイトに就いている者

●給与対象

履修に必要な教科書及び学習書(全部)

●必要な手続き

私立高校に申請書類の提出が必要です。(提出期限等は私立高校の指示に従ってください。)

